

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【公開番号】特開2017-5689(P2017-5689A)

【公開日】平成29年1月5日(2017.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-001

【出願番号】特願2016-94155(P2016-94155)

【国際特許分類】

H 04 N 5/232 (2006.01)

G 03 B 15/00 (2006.01)

G 03 B 35/10 (2006.01)

G 02 B 7/34 (2006.01)

G 03 B 13/36 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/232 Z

G 03 B 15/00 B

G 03 B 35/10

G 02 B 7/34

G 03 B 13/36

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項9】

前記取得手段の状態が、前記取得手段の姿勢であることを特徴とする請求項7または請求項8に記載の画像処理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

S508で制御部110は、変数FrameNumとTotalFrameの値を比較し、FrameNumの値がTotalFrameの値よりも小さければ処理をS503に戻して次のフレームに対する処理を行う。一方、FrameNumの値がTotalFrameの値と等しい場合、制御部110は指定された移動時間S分のフレームに対する処理が完了したと判断し、動画記録処理を終了する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

また、やはり理解および説明を容易にするため、1対の視差画像の撮影視点の一方から他方（すなわち、輻輳角の全体に渡って）に視点を移動させる場合について説明した。し

かし、必ずしも輻輳角の全体に渡って視点を移動させる形態に限定されず、輻輳角の任意の範囲内で視点を移動させる形態であってもよい。輻輳角の一部について視点を移動させる場合、どのように範囲の始点および終点を定めるかに制限は無く、任意の手法を用いれば良い。範囲の始点と終点に応じた合成比率の初期値と最終値の間で合成比率を変化させれば良い。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0065

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0065】

そして、画像合成部105は、

- ・第1区分720については開始位置703の画素値Sと位置705の画素値、
 - ・第2区分730については位置705の画素値と位置706の画素値、
 - ・第3区分740については位置706の画素値と終了位置704の画素値E、
- をそれぞれ式(4)における開始位置の画素値Sと終了位置の画素値Eとして用いて合成処理を実行する。